

Office News

February.2019

社会保険労務士ハセガワ事務所



トピックス

まいきん問題により雇用保険の給付に追加給付があります

厚生労働省が実施している「毎月勤労統計調査」において、500人以上の従業員を雇用する企業に対しては全数調査すると定められているところ、一部抽出調査により行っていたことが判明しました。これにより、統計上の賃金額が本来の額より低額となっていました。

毎月勤労統計調査における調査結果は、経済指標の1つとして景気判断や自治体の政策決定の指針として活用されるほか、雇用保険や労災保険の給付額を改定するための資料でもあります。

したがって、今回の問題で過去に支給された雇用保険、労災保険等の給付は、本来の支給額よりも低額となっている可能性があることから厚生労働省は現在、追加給付に向けた準備を急ピッチで進めているところです。

追加支給の対象となる可能性のある方は、以下の表の通りです。

	追加支給の対象となる可能性がある方
雇用保険	以下の給付を2004年8月以降に受給された方 ・基本手当、高年齢求職者給付、特例一時金 ・就職促進給付 ・高年齢雇用継続給付 ・育児休業給付、介護休業給付 ・教育訓練支援給付金 ・就職促進手当（労働施策総合推進法）など
労災保険	以下の給付を2004年7月以降に受給された方 ・傷病（補償）年金 ・障害（補償）年金 ・遺族（補償）年金 ・休業（補償）給付 など



労務相談 Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。

働き方改革により今年4月から時間外労働の上限規制がスタートしますよね。我々の会社の経営にも大きな影響が出るのではないかと心配しております。

時間外労働の上限規制について詳細や対応等を教えてください。



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。

4月からの時間外労働の上限規制について、まずは法改正のポイントを確認してみましょう。

従来はサブロク協定で特別条項を設けておけば時間外労働の上限はありません

でしたが、4月からは特別条項を設定しても上限時間までしか時間外労働をさせることはできません。今回の法改正により、次のように規制されます。

- ・原則の上限は月45時間、年360時間（休日労働含まず）
＜特別条項を設けた場合＞
- ・時間外労働のみで年720時間以内
- ・時間外労働 + 休日労働が月100時間未満
- ・時間外労働 + 休日労働が2～6か月平均80時間未満
- ・原則の上限である月45時間を超えるのは年6回まで

現状の時間外労働が月平均で60時間を越えている場合は、上限を超える可能性があります。仕事量を減らさず時間外労働を削減するには、業務のアウトソーシングを検討することも1つの方法かもしれません。



今月の実務スケジュール

- 新年度に向けた社内規程整備
- 新入社員研修カリキュラム作成
- 人事異動・組織改編準備
- 昇給・昇格人事考課
- 新年度事業計画作成



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩10分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com